

令和5年度 男女の賃金の差異

当法人の男女の賃金の差異について公表いたします。

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	65.5%
うち正規雇用労働者	54.6%
うち非正規雇用労働者	59.0%

■対象期間：令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

■賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職金、通勤手当を除く。

正規雇用労働者：期間に定めがない職員、嘱託職員含む

非正規雇用労働者：パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除く。

■差異についての補足説明

相対的に給与水準の高い医師が含まれており、また男性医師が多いため、格差が生じていると考えられる。医師を除いて集計を行った場合は以下の通り。

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	96.5%
うち正規雇用労働者	97.3%
うち非正規雇用労働者	93.0%